

個人業績調書

機 関	独立行政法人国立女性教育会館
役 職	理事長
氏 名	■■■■■
在任期間	平成13年4月1日～平成16年3月31日
業績勘案率適用期間	平成16年1月1日～平成16年3月31日

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とし、平成13年4月に前身の国立婦人教育会館（以下「婦人会館」という。）（昭和52年7月設置）から独立行政法人に移行した機関である。

■■■■■氏（以下「同人」という。）は、平成13年4月1日に理事長に就任し平成16年3月31日まで在任した。

また、会館の前身である婦人会館では、平成7年4月から平成13年3月（平成13年1月国立女性教育会館へ名称変更。）まで6年間館長の職を務めている。

同人は、理事長在任中、会館が独立行政法人へ移行した極めて重要な時期において、会館の組織の充実と事業の推進に邁進し、会館の充実・発展に尽力し、独立行政法人としての基盤を形成した。

特に永年にわたり、女性教育行政で培った豊富な経験と卓越した見識を活かし、会館が学習・教育面から男女共同参画社会の形成を推進する役割を担うことができるよう事業の充実に優れた手腕を発揮し、これまで大きな成果を上げた。

なお、業績勘案率適用期間は、平成16年1月から平成16年3月の3月間であるが同人の主な業績は次のとおりである。

1 業績目標に向けてのリーダーシップ

同人は、理事長に就任以来、常に役職員の先頭に立ち、会館の中期目標の達成を目指して、業務計画全般が着実に実施されるよう役職員の指導に当たった。

また、同人は、職員それぞれがナショナルセンターとしての役割を担うことができるように、独立行政法人職員としての意識改革、国民へのサービスの向上、業務内容の改善への積極的取組等、新しい制度下における職員の士気を鼓舞した。

（機関業績目標の設定）

同人は、会館が独立行政法人へ移行した、極めて重要な時期において、男女共同参画社会の形成に向け関連施策の一層の推進を図るという国の政策課題と会館の法人としての使命を的確に把握し、第1期中期目標に沿った中期計画及び年度計画各事業において政策課題に向けた取組みを促進するため目標値を設定した。

（機関業績目標の達成のための経営資源の調達）

同人は、事業の充実を図るための財源として、委託業務などの外部資金を確保するとともに、寄付金の受入れ体制の整備と施設使用料の改定を指示し自己収入の確保による財政基盤の整備に努めた。その結果、広報活動の強化による利用者数の増加とあいまって自己収入は、予算額の1.3倍となる6,900万円（1,600万円の増）を確保するなど経営資源の調達方法を明確にした。

加えて、事業の質の向上に併せ経費の節減（効率化）を目指すため、関係機関等との事業の共催、プログラムの共同開発、データベースの共同構築を指示した。

（機関業績目標の担当理事への目標展開）

同人は、常に役職員の先頭に立ち、会館の中期目標の達成を目指して、業務計画全般が着実に実施されるよう、理事に対し、会館の業務運営の明確な方向性を提示しつつ、役職員が一体となったねばり強い取り組みを行うよう指示してきた。

(機関業績目標達成のための課題設定)

同人は、これまでの女性教育に関する多様な経験と関係者との間のネットワークを活かし、時代の変化を見据えつつ、会館の目標達成のための課題を設定し、それを役員及び管理職員に対し明確に提示した。例えば、経費削減の課題から、平成16年度事業計画において、主催事業時における参加者への旅費支給の見直しなどの明確な指示を行った。

また、会館全職員で構成する「業務検討会議」において、会館を取り巻く諸課題について、着実にその取組が行われるよう指示した。

(他の独立行政法人との協力)

同人は、女性教育行政で培った豊富な経験と卓越した見識を生かし、国の政策における会館の事業と他の法人（独立行政法人国際協力機構（JICA）等）の事業との関連性を的確に把握し、位置づけを明確にした。

なお、他の独立行政法人での活動としては、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの運営委員を引き受けるなど、他法人の運営等についても積極的に協力した。

2 業務マネジメント

同人は、理事長として業務運営のマネジメントの推進にリーダーシップを大いに発揮し、会館の業務運営及び財務基盤の礎を築いた。

(業務遂行上の情報の共有)

全役職員が業務遂行の上で必要な情報が共有できる体制を整備するとともに、同人が永年にわたり、女性教育行政で培った豊富な経験と卓越した見識を生かし、会館役職員が男女共同参画社会の形成を推進する役割を十分に担うことができるよう、常に新しい情報等を収集し、役職員に対し、必要な情報を選別して提供した。

(業務運営と役割分担)

同人は自らの関与が重要な各主催事業や調査研究などの業務に重点的に注力し、業務運営の中で特に財務関係部門を理事に担当させた。

同人は、平成13年度から平成15年度には科学研究費補助金による「女性の生涯学習に関する日韓比較調査」を実施した。当該調査研究は同人がその研究代表者となり、韓国女性開発院をはじめ国内外の関係機関等と協力体制を築くなど、同人の指揮の下、ナショナルセンターとしての調査研究の充実に確固たる道筋をつけた。

(財務情報の理解と適切な指示)

同人は、財務関係部門を理事へ担当させていたが、独立行政法人の財務会計のメリットを生かすために、他の独立行政法人に先駆けて、運営費交付金の収益化の手法として成果進行基準の導入をいち早く指示した。また、財務の実態を把握し、経費縮減と自己収入の問題について指摘した。

(業務マネジメントの組織内での徹底)

同人は、理事長として、業務マネジメントの推進にリーダーシップを発揮し、特に、中期目標の「業務運営の効率化に関する事項」に対し、適切な目標値を設定して中期計画及び年度計画の策定を指揮した。また、業務について「プラン・ドゥ・シー」の徹底を図るため、新たに「自己点検・評価」を行うための委員会体制を整備し、個々の業務に対して効率性指標等の設定を指示した。

(コンプライアンス)

同人は役員及び管理職員に対し、現場の問題点を掌握した上で法令と照らし業務運営を行うことを促進するよう適切な指示を行った。

なお、検証の結果、業績勘案率適用期間中に潜在的な問題点や倫理上の問題点はなかったため、特段の対応はなかった。

(危機管理（予防保全）)

同人は、会館が宿泊を伴う研修施設として、利用者が安心かつ安全に利用できるように細心の注意を払うよう常に職員を指導してきた。特に、館内等で緊急な事態が発生した場合に即時に対応できるよう会館役職員の緊急連絡体制を整備した。

また、研修施設や宿泊施設に避難誘導灯や点字表示の設置など安全管理体制の整備にも努め、予防策を的確に講じた。

なお、平成15年度に東アジア地域を中心に流行したSARSへの対応として、利用者受入マニュアルの早期作成、東南アジア地域から参加者のある「国際女性情報処理研修」等の延期を指示し、適切な処置をとった。

(危機管理（事後処理）)

業績勘案率適用期間中に危機的事態は生じなかった。

(先見性のある長期ビジョンの設定と行動)

平成15年度において、会館のナショナルセンターとしての役割の充実、管理運営の効率化等、多面的な視点から検討を行い、第二期中期計画を視野に入れた「将来ビジョン」を策定した。この「将来ビジョン」策定にあたり将来の課題を見据えた先見性のある長期的なビジョンを策定した。

3 組織・人事マネジメント

同人は、理事長として会館組織のトップに立ち、組織・人事マネジメントを通じて法人の活性化を図るための基盤づくりを着実に進めた。

(役員会の運営)

同人の指揮の下、定期的に役員会を開催し、会館を取り巻く重要事項については、役員間の問題意識を共有させた上での的確な指示を行った。

なお、業績勘案率適用期間中には、2回の役員会を開催し、会館の将来ビジョン、平成16年度事業計画等について審議を行った。

(理事の選定と評価)

同人は、平成16年2月の理事の人事異動時において、関係機関から打診された人物について、適正や能力を評価し、会館にとってベストな理事かどうかを十分検討した上で任命した。

4 対外インパクト

同人は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターの代表として活躍してきた。

(法人の顔としての存在価値)

同人は、昭和39年4月に文部省社会教育局婦人教育課に採用されて以来、平成13年4月の理事長就任まで、女性教育行政一筋に歩んできており、女性教育、家庭教育に関して造詣が極めて深く、この領域で広く関係機関等に認知されている。

また、文部科学省等の研究会委員やユネスコの国際会議への出席など、会館の代表として常に会館の認知度向上に貢献してきた。

(法人の代表としての折衝・交渉)

同人は、常に女性教育行政の第一線に立って調整・折衝の任に当たり、会館の発展のために尽力してきたが、法人の代表に就任後は、国内に止まらず、事業実施においては、韓国の国立機関である「韓国女性開発院」と折衝・交渉を重ね会館としての意向を伝え連携を強固なものとした。

同人は、女性教育のナショナルセンターとして会館の事業の充実に鋭意努めてきたが、特に、調査研究の分野の充実が図られたのは、同人の折衝・交渉によるところが大きい。

以上のとおり、1から4までの各項目について評価した結果、会館として同人の個人業績勘案率「1.0」が適当であると判断する。

(率の算出方法については、別紙1「個人業績勘案率算出調書」を参照。)

独立行政法人国立女性教育会館における 前理事の業績勘案率について

平成17年6月20日

文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
国立女性教育会館部会

独立行政法人国立女性教育会館における前理事の業績勘案率については、独立行政法人国立女性教育会館における業績勘案率の基準について（平成17年6月20日文科省独立行政法人評価委員会社会教育分科会国立女性教育会館部会決定）に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間（業績勘案率適用期間）

平成13年4月1日～平成16年1月31日
（平成16年1月1日～1月31日）

2. 「機関実績勘案率 α 」について

(1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について

前理事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～3月31日であり、機関実績勘案率の算出にあたっては、平成15年度業務実績に係る実績評価が対象となる。

(2) 機関実績勘案率 α の算出

○平成15年度機関実績勘案率

平成15年度業務実績評価に占める項目別評価の評定の割合は以下のとおり。また、今回は、国立女性教育会館の業務全般、特に事務局長としての責を負う理事の職にあった者の機関実績勘案率を算定することから、すべての評価項目について、均等にウェイト付けを行うこととし、「独立行政法人国立女性教育会館における業績勘案率の基準について」の換算表（別表1）により評価を行うこととする。

よって、換算表に照らし平成15年度に係る機関実績勘案率については、1.0とする。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数 (74項目中)	項目別評価における 各評定の割合
AA : 中期計画をほぼ履行し、中期計画を大幅に越える（計画の1.5倍程度）成果をあげている	0	0%
A : 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって着実に成果をあげている	54	73%
B : 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果をあげている	20	27%
C : 中期計画を十分に履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である	0	0%
CC : 中期計画を十分に履行しておらず、中期計画の半分程度の成果となる恐れがあり、大幅な業務の改善が必要である	0	0%

○項目別評価の内訳

	AA	A	B	C	CC	計
I. 業務運営の効率化	0	9	1	0	0	10
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	0	42	17	0	0	59
III. 財務内容の改善に関する事項	0	2	0	0	0	2
IV. その他業務運営に関する事項	0	1	2	0	0	3
計	0	54	20	0	0	74

③機関実績勘案率 α

- ア) 前理事の平成15年度に係る業績勘案率適用期間は1月であること。
 イ) 平成15年度に係る年度業績評価は勘案率は1.0であることから、

機関実績勘案率 α

$$= (15年度機関実績勘案率 \times 15年度に係る業績勘案率適用月数) / \text{機関実績勘案率適用月数}$$

$$= (1.0 \times 1) / 1 = 1.0$$

ゆえに機関実績勘案率 α は、1.0とする。

3. 「個人業績勘案率 β 」について

個人業績勘案率については、参考1「個人業績勘案率の算出について」に基づき、国立女性教育会館の算出した結果を参考として、当部会において評価を行った結果、1.0とすることとする。(別紙2参照)

(独立行政法人国立女性教育会館における業績勘案率の基準(別表2))

4. 「業績勘案率 ε 」の算出

上記、「機関実績勘案率 α 」=1.0、「個人業績勘案率 β 」=1.0から、基礎業績勘案率 $\varepsilon' = 0.75 \times 1.0 + 0.25 \times 1.0 = 1.0$ となる。

なお、前理事の①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況、②目的積立金の積立状況を勘案し、業績勘案率 ε については、1.0とする。

【在職時の実績】

- ①役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映の「実績なし」。
 ②目的積立金の「実績なし」。

前理事の個人業績勘案率算出調書

氏 名	役 員 在 職 期 間
廣 瀬 育 生	平成13年 4月 1日 理事就任 平成16年 1月31日 理事退任

評 価 期 間	平成16年1月1日～平成16年1月31日 (在職期間1月)
---------	----------------------------------

評 定

(※評価根拠は個人業績調書を参照)

1 業績目標達成のためのリーダーシップ

区分	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	計	部会決定
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4			1.0			1.0	1.0
合 計						4.0	4.0
平均点 (a)						1.0	1.0

2 業務マネジメント

区分	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	計	部会決定
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
評価項目3				1.5		1.5	1.5
評価項目4			1.0			1.0	1.0
評価項目5			1.0			1.0	1.0
評価項目6			1.0			1.0	1.0
評価項目7							
合 計						6.5	6.5
平均点 (b)						1.08	1.08

3 組織・人事マネジメント

区分	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	計	部会決定
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2							
合 計						1.0	1.0
平均点 (c)						1.0	1.0

個人業績勘案率の算出

(第1グループ平均点 (a) + 第2グループ平均点 (b) + 第3グループ平均点 (c)) ÷
グループ数 (3) = 個人業績勘案率

国立女性教育会館算出

$$(1.0 + 1.08 + 1.0) \div 3$$

=

1.0

国立女性教育会館部会算出

$$(1.0 + 1.08 + 1.0) \div 3$$

=

決定個人業績勘案率

1.0

個人業績調書

機 関	独立行政法人国立女性教育会館
役 職	理事
氏 名	■■■■■
在任期間	平成13年4月1日～平成16年1月31日
業績勘案率適用期間	平成16年1月1日～平成16年1月31日

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とし、平成13年4月に前身の国立婦人教育会館（昭和52年7月設置）から独立行政法人に移行した機関である。

■■■■■氏（以下「同人」という。）は、平成13年4月1日に理事に就任し、平成16年1月31日まで在任した。

同人は、理事在任中、会館が独立行政法人へ移行した極めて重要な時期において、常に理事長を支え会館の組織の充実と事業の推進に邁進し、会館の充実・発展に尽力し、独立行政法人としての基盤を形成した。

特に永年にわたり、文部科学省の会計・経理部門において培った豊かな経験と優れた見識を活かし、独立行政法人としての財務・会計基盤の確立のために卓越した手腕を発揮し、成果を上げた。

なお、業績勘案率適用期間は、平成16年1月の1月間であるが、同人の主な業績は次のとおりである。

1 業績目標達成のためのリーダーシップ

同人は、独立行政法人制度が成功するか否かは職員の意識改革によるところが非常に大きいとの認識の下、独立行政法人職員としての意識やコスト意識を浸透させ、業務運営の効率化、国民へのサービスの向上、財務内容の改善に積極的に取り組むよう、リーダーシップを発揮し、新しい制度下における職員の意識改革に尽力した。

（業績目標の設定）

同人は、会館が独立行政法人へ移行した、極めて重要な時期において理事長の下、男女共同参画社会の形成に向け関連施策の一層の推進を図るという国の政策課題と会館の法人としての使命を的確に把握し、第1期中期目標に沿った中期計画及び年度計画各事業において政策課題に向けた取組みを促進するため目標値を設定した。

（業績目標の達成のための経営資源の調達）

同人は、永年にわたり培った会計・経理部門の豊富な経験と優れた見識を生かし、理事長の指示の下、会館の事業に必要な経営資源の調達方法を明確にした。特に、事業の充実を図るための財源として、委託業務などの外部資金を確保するとともに、寄付金の受入とその適切な使用に関する体制を整備した。また、施設使用料の改定を行い、自己収入の増加による財政基盤の整備に努めた。その結果、広報活動の強化による利用者数の増加とあいまって自己収入は、予算額の1.3倍となる6,900万円（1,600万円の増）を確保するなど、経営資源の調達に力を注いだ。加えて、関係機関等との事業の共催、プログラムの共同開発、データベースの共同構築を実施するなど、事業の質の向上に併せ経費の節減（効率化）を目指した。

（業績目標の管理職層への目標展開）

同人は、常に管理職員の先頭に立ち、会館の中期目標の達成を目指して、業務計画全般が着実に実施されるよう、管理職層に対し、会館の業務運営の明確な方向性を提示しつつ、役職員が一体となったねばり強い取り組みを行うよう指示してきた。また、理事は理事長を補佐して会館の業務全般を掌理する必要があるが、理事長が示した業務運営の方向性を明確に提示し、それぞれの業務が的確に遂行されるよう役員及び管理職員を構成員とする

「運営会議」で諸課題について具体的な検討を行った。

(業績目標達成のための課題設定)

同人は、これまでの会計・経理部門における経験を生かし、厳しい財政状況を踏まえ、会館の目標達成のための課題を設定し、特に経費の節減と計画的な予算執行等を中心に管理職層に対し明確に指示した。また、併せて、会館全職員で構成する「業務検討会議」において、会館を取り巻く諸課題について、着実にその取組が行われるよう指示した。

2 業務マネジメント

同人は、理事長を補佐し業務運営のマネジメントの推進にリーダーシップを発揮し、会館の業務運営及び財務基盤の礎を築いた。

(業務遂行上の情報の共有)

全役職員が業務遂行の上で必要な情報が共有できる体制を整備するとともに、同人が永年培った豊富な経験と卓越した見識を生かし、会館役職員が男女共同参画社会の形成を推進する役割を十分に担うことができるよう、常に新しい情報等を収集し、職員に情報を提供するとともに、各課室等の現場の声に耳を傾け、問題点について情報の共有化を図った。

(業務運営と役割分担)

同人は、自らの関与が重要な財務関係部門を中心とした管理運営に絞り込んで注力した。また、他の業務を適任の管理職員に担当させ指示を行い、随時、状況の報告を受けるとともに、問題が発生する前にいち早く理事長に報告し判断を仰ぐなど、役割分担を明確にし、理事長の下で業務が一体的に遂行されるよう傾注した。

(財務情報の理解と適切な指示)

同人は、永年にわたり文部科学省の会計・経理部門において培った豊かな経験と優れた見識を生かし、会館の財務・会計基盤の確立のために卓越した手腕を発揮した。

常に経費縮減と自己収入の増を念頭に置き業務運営にあたり、特に、独立行政法人の財務会計のメリットを生かすために、他の独立行政法人に先駆けて、運営費交付金の収益化の手法として成果進行基準の効果を認識し、理事長に導入を提言、法人業績を適切に開示するための財務会計の管理に創意工夫を凝らした。

(業務マネジメントの組織内での徹底)

同人は、理事長の下、業務マネジメントの推進にリーダーシップを発揮し、特に、中期目標の「業務運営の効率化に関する事項」に対し、適切な目標値を設定して中期計画及び年度計画の策定を指揮した。また、業務について「プラン・ドウ・シー」の徹底を図るため、新たに「自己点検・評価」を行うための委員会体制を整備し、個々の業務に対して効率性指標等の設定を指示した。

(コンプライアンス)

同人は管理職員に対し、現場の問題点を掌握した上で法令と照らし業務運営を行うことを促進するよう適切な指示を行った。

なお、検証の結果、業績勘案率適用期間中に潜在的な問題点や倫理上の問題点はなかったため特段の対応はなかった。

(危機管理(予防保全))

同人は、常に多様な角度から会館を検証し、利用者が安心かつ安全に利用できるように予防策等を理事長に提案した。特に、館内等で緊急な事態が発生した場合に即時に対応できるように会館役職員の緊急連絡体制を整備した。また、研修施設や宿泊施設に避難誘導灯

や点字表示の設置など、安全管理体制の整備に努め、予防策を的確に講じた。

なお、平成15年度に東アジア地域を中心に流行したSARSへの対応として、理事長の支持を受け、利用者受入マニュアルの早期作成を指示するとともに、東南アジア地域から参加者のある「国際女性情報処理研修」等の延期を提案するなど、主催事業及び受入事業の両面において適切な対応をとった。

(危機管理 (事後処理))

業績勘案率適用期間中に危機的事態は生じなかった。

3 組織・人事マネジメント

同人は、理事長の下、組織・人事マネジメントを通じて法人の活性化を図るための基盤づくりを着実に進めた。

(役員会における活動)

役員会は理事長の下、定期的で開催されているが、会館を取り巻く重要事項を中心に審議を行っている。

なお、業績勘案率適用期間中には、1回の役員会が開催され、会館の将来ビジョン、平成16年度事業計画等について、同人から永年の知見に基づく行政的見識の下、意見が出された。

(後任者の育成)

同人の後任者(理事)については会館外からの登用であったため該当はないが、管理職層の指導育成には、積極的にあたった。

以上のとおり、1から3までの各項目について評価した結果、会館として同人の個人業績勘案率「1.0」が適当であると判断する。

(率の算出方法については、別紙2「個人業績勘案率算出調書」を参照。)

個人業績勘案率の算出について

平成17年6月20日
独立行政法人国立女性教育会館

役員退職の際に、法人の長が当該役員の任期中の個人的な業績に関し、評価を実施するにあたっては、下記により取り扱うものとする。

なお、国立女性教育会館部会は当該評価結果を参考にしつつ、評価を行い、当該役員の個人業績勘案率（ β ）を0.0～2.0の間で決定することとする。

記

理事長が行う評価は、各評価項目毎に5段階で評定点を付し、評価項目のグループ毎にこれらの評定点の平均点を算出するものとする。

算出された平均点の合計を評価項目のグループ数で除して、個人業績勘案率を算出する（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

（別紙「個人業績勘案率算出調書」に基づき算出。評価根拠は「独立行政法人国立女性教育会館における業績勘案率の基準について」（別表2）による。）

$(\text{第1グループ平均点} + \text{第2グループ平均点} + \text{第3グループ平均点} + \text{第4グループ平均点}) \div \text{グループ数}$
＝個人業績勘案率

○評価項目（別表2「個人業績評価の観点」参照）

区 分	評 価 項 目
理 事 長	第1グループ評価項目（業績目標達成に向けてのリーダーシップ）
	第2グループ評価項目（業務マネジメント）
	第3グループ評価項目（組織・人事マネジメント）
	第4グループ評価項目（対外インパクト）
理 事	第1グループ評価項目（業績目標達成のためのリーダーシップ）
	第2グループ評価項目（業務マネジメント）
	第3グループ評価項目（組織・人事マネジメント）

独立行政法人国立女性教育会館における 業績勘案率の基準について

平成17年6月20日

文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
国立女性教育会館部会

独立行政法人国立女性教育会館（以下、「会館」という）の役員退職金の算定に必要な「業績勘案率」については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」及び「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的な考え方（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、以下のとおり決定する。

1. 機関実績勘案率（ α ）

当該役員が在職した期間に係る機関実績勘案率（ α ）は、「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率（ α_n ）を、在職月数に応じ加重平均して求めることとする（小数点第1位未満の端数がある時は、これを四捨五入する）。

$$\alpha = (\alpha_1 \times \text{初年度在職月数} + \alpha_2 \times 12\text{月} + \dots + \alpha_n \times n\text{年度在職月数}) / \text{全在職月数}$$

各年度の機関実績勘案率（ α_n ）は、各事業年度の業務実績評価のうち、項目別評価に占めるAA評価（中期計画をほぼ履行し、中期目標を大幅に超える（年度計画の1.5倍程度）成果を上げている）、A評価（中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている）、B評価（中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果をあげている）、C評価（中期計画を十分に履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である）、CC評価（中期計画を十分に履行しておらず（年度計画の半分程度）、中期目標達成のためには大幅な業務の改善が必要である）の割合を基に「別表1」に基づき決定する。

なお、役員が退職した日の属する年度の「業務実績評価」が未確定の場合、前年度からの業務の連続性があるため、原則として当該年度の機関実績勘案率を、その直近の年度の機関実績勘案率と同率とする。（ただし、これによりがたい場合は必要に応じ文部科学省独立行政法人評価委員会社会教育分科会国立女性教育会館部会（以下、「部会」という）で審議の上、決定し、その理由を付すこととする）。

評価	勘案率	判 断 基 準
S	1.6～2.0	中期目標に規定する大半の目標の達成状況が著しく高い結果となった（なることが予測される）。
A	1.1～1.5	総合的に勘案して、中期目標以上の実績となった（なることが予測される）。
B	1.0	総合的に勘案して、概ね中期目標どおりの実績となった（なることが予測される）。
C	0.5～0.9	総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった（されないことが予測される）。
F	0.0～0.4	中期目標に規定する大半の目標の達成状況が著しく低い結果となった（なることが予測される）。

なお、各役員の業績評価における機関実績勘案率（ α ）を算出するに当たっては、それぞれの職責等を勘案し、理事長、理事とも各項目を均等にウェイト付を行うこととする。

2. 個人業績評価勘案率（ β ）

個人業績評価勘案率（ β ）は、「個人業績評価の観点（別表2）」に基づき、予め理事長が評定を行った結果も参考にしつつ、部会が審議の上決定する。

【評価の水準】

水準	評 定
レベル0	0. 0
レベル1	0. 5
レベル2	1. 0
レベル3	1. 5
レベル4	2. 0

【評価のポイント】（別表2「個人業績評価の観点」）

区 分	評 価 項 目	
理事長	第1グループ評価項目	業績目標達成に向けてのリーダーシップ
	第2グループ評価項目	業務マネジメント
	第3グループ評価項目	組織・人事マネジメント
	第4グループ評価項目	対外インパクト
理 事	第1グループ評価項目	業績目標達成のためのリーダーシップ
	第2グループ評価項目	業務マネジメント
	第3グループ評価項目	組織人事マネジメント

3. 業績勘案率（ ε ）

- ① 上記で求めた数値 α 及び β に、「機関実績勘案率」と「個人業績勘案率」との配率（ X 、 Y ）を乗じ、「基礎業績勘案率（ ε' ）」を算出する（小数点第一位未満の端数がある場合はこれを四捨五入する）。会館における機関実績勘案率と個人業績勘案率の配分率は、民間企業における基本退職慰労金に対する個人業績の寄与度を参考に、「3：1」とする。

$$\varepsilon' = X\alpha + Y\beta \quad (\text{ただし、} X=0.75、Y=0.25)$$

ε'	: 基礎業績勘案率
α	: 機関実績勘案率
β	: 個人業績勘案率
X	: 機関実績勘案率の配分率
Y	: 個人業績勘案率の配分率

- ② 部会は、「基礎業績勘案率（ ε' ）」に基づき、以下の点を勘案して当該役員の「業績勘案率（ ε ）」を決定する。
- (1) 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
 - (2) 目的積立金の積立状況（機関実績勘案率を「1.5超」とする場合は、原則として任期中のいずれかの年度に目的積立金の実績があることとする。）